

特許に関する請求権の消滅時効

金 井 高 志*
小 林 幸 平**

抄 録 本稿では、権利者が一定期間権利を行使しない場合にその権利が消滅する「消滅時効」制度について、その概略を説明した上で、特許権侵害の場合に問題となる損害賠償請求権、不当利得返還請求権、差止請求権、廃棄請求権および信用回復措置請求権それぞれの消滅時効を説明します。また、特許権侵害に係るものとして、補償金請求権および特許権実施許諾契約（ライセンス契約）違反に基づく損害賠償請求権の消滅時効についても説明します。

目 次

1. はじめに
2. 消滅時効制度の概略
 2. 1 消滅時効とは
 2. 2 消滅時効の要件
 2. 3 消滅時効の効果
 2. 4 外国の消滅時効制度
3. 特許に関する請求権の消滅時効
 3. 1 特許権侵害の場合の請求権
 3. 2 特許権侵害に係る請求権
4. おわりに

願公開に基づく補償金請求権（特許法65条1項）および特許権実施許諾契約（ライセンス契約）違反に基づく損害賠償請求権についても、消滅時効の問題を説明します。

2. 消滅時効制度の概略

2. 1 消滅時効とは

消滅時効とは、権利者が一定期間権利を行使しない場合にその権利が消滅する制度のことをいいます。法律には、権利義務の実体を規律する実体法（例えば民法や商法）と権利義務の実現手続きを規律する手続法（例えば民事訴訟法や民事執行法）がありますが、消滅時効制度は実体法である民法に規定されています。

消滅時効の具体例は次のようなものです。例えば、AがBに対して平成10年11月12日に10万円を貸したとします。この場合に、Bが平成11年5月12日にお金を返すことになっていたにもかかわらず、10年以上も経っている現在においても、Bはお金を返しておらず、また、AがBに対してお金を返せということもなかったとし

1. はじめに

本稿は、消滅時効制度の概略を説明した上で、特許権侵害の場合における請求権の消滅時効について説明します。具体的には、侵害行為によって生じた損害を回復させるための損害賠償請求権（民法709条）や不当利得返還請求権（民法703条、704条）、侵害行為をやめさせるための差止請求権（特許法100条1項）や廃棄請求権（特許法100条2項）および侵害行為により害された信用を回復するための信用回復措置請求権（特許法106条）について、消滅時効の問題を説明します。

また、特許権侵害に係る場合として、出

* 武蔵野大学法学部教授 弁護士 Takashi KANAI
** 弁護士 Kohei KOBAYASHI

ます。詳細は後述しますが、このとき、Bは、消滅時効を主張することにより、AのBに対する貸金返還請求権を消滅させることができ、Aに10万円を返す義務から免れることができます。

このような消滅時効制度は、長期間継続した事実状態を尊重するため、また、権利の上に眠る者は保護に値しないため、さらに、時の経過による立証の困難（証拠が散逸してしまうことによる困難さ）を回避するために認められているものです。

2. 2 消滅時効の要件

(1) 消滅時効の対象

民法は、権利を物権と債権に区別する構成を採っています。

まず、物権とは、有体物である物に対する直接的・排他的支配権です。物権の典型例は所有権です。物は一つしかありませんので、それを所有者以外の者が勝手に使用している場合、その物に対する排他的支配を回復するために、その所有者は返還や使用停止を求めることができます（所有権に基づく物権的請求権と言われる権利）。この点、特許権などの産業財産権の対象となる無体物は、他人が実施（使用）していても特許権者等の権利者自らが実施できなくなる性質のものではありませんので、特許権者等に対して必ずしも所有権と同様の保護を与える理由はありません。しかし、特許法などの産業財産権法は、法政策的な観点から、特許権等について、所有権類似の物権的権利として、その侵害に対しては、所有権に基づく物権的請求権に類似する権利を認めています。

これに対し、債権とは、特定の人に対して特定の行為を請求する権利です。例えば、特許権の売買契約における買主が売主に特許権の移転を請求できる権利は債権です。また、民法上、所有権侵害について侵害者に対して損害賠償請求をすることができるようになっており、さらに、

特許権侵害についても、侵害者に対して損害賠償請求をすることができるものですが、これらの不法行為に基づく損害賠償請求権も債権です。

このような物権と債権の区別を前提に、民法167条1項は、「債権は、10年間行使しないときは、消滅する。」と規定し、債権が消滅時効の対象となることを示しています。そして、民法167条2項は、「債権又は所有権以外の財産権（執筆注：財産権とは金銭的評価に耐えうるものを対象とする権利です）は、20年間行使しないときは、消滅する。」と規定し、所有権以外の物権（建物などを建てるために土地を使用する権利である地上権など）は消滅時効の対象となりますが、所有権は消滅時効にかからないものとされています（これは「所有権の恒久性」と呼ばれます）。そして、その結果、所有権に基づく物権的請求権も消滅時効の対象とはならないとされています。

(2) 消滅時効の起算点

消滅時効は、原則として、「権利を行使することができる時から進行」（民法166条1項）します。「権利を行使することができる」とは客観的に権利行使が可能なこと、すなわち、権利行使についての法律上の障害（例えば期限未到来など）がないことを意味します。

これに対し、不法行為の損害賠償請求権の消滅時効は、「損害及び加害者を知った時」（民法724条前段）から進行します。この時点について、民法の一般的なルールとしては、「損害…を知った時」とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時とされ¹⁾、損害が発生したことを知れば足り、その程度や数額を知る必要はないとされています²⁾。また、「加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度にこれを知った時を意味するものとされています³⁾。これらのルールが特許権侵害の場合に具体的に

適用されています。

(3) 消滅時効の期間

民法167条1項は、債権の消滅時効期間を10年とし、また、民法167条2項は、債権又は所有権以外の財産権の消滅時効期間を20年としています。

これらの期間はあくまで原則であり、例外として、職業別に3年、2年、1年の債権の短期消滅時効を規定する民法170条～174条などがあります。また、不法行為による損害賠償請求権については、民法724条前段が「損害及び加害者を知った時から3年」で消滅時効にかかるものとしています。さらに、会社がその事業のためにする行為（会社法5条）などの商行為によって生じた債権については、5年の商事消滅時効にかかります（商法522条本文）。

そして、これらの消滅時効期間については、年によって期間が定められており、消滅時効の期間の計算にあたり、期間の初日は参入されません（民法140条本文）。例えば、2. 1節で説明したAがBに対して10万円を貸した事例においては、返済期限の平成11年5月12日から、Aは権利を行使することができますが、12日は計算に入れなため、その翌日の平成11年5月13日から消滅時効期間の計算を始め、10年が経過した平成21年5月12日の午後12時に消滅時効が完成することになります。

今後予定されている民法改正では、債権につき、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、または、権利を行使することができる時から10年間行使しないときに、時効消滅することが規定されています（改正民法案166条1項）。また、現行民法の職業別の短期消滅時効（民法170条～174条）および商事消滅時効（商法522条）の規定は廃止されます。このように、民法改正においては消滅時効期間の抜本的変更が予定されています。

(4) 時効完成の障害事由

債権などについて消滅時効期間が定められていますが、時効の完成を阻止する制度として、中断（民法147条～157条）と停止（民法158条～161条）があります。

中断は、それまでに進行した消滅時効期間の効力を失わせるものです。そのため、中断事由が終了した場合には、その時点で消滅時効期間がまた初めから進行することになります（民法157条1項）。中断事由としては、債権者による請求（民法147条1号）や債務者による承認（民法147条3号）などがあります。そして、請求の具体的内容としては、裁判上の請求（民法149条）、支払督促（民法150条）、和解および調停の申立て（民法151条）、破産手続参加（民法152条）および催告（民法153条）が挙げられます。なお、催告については、裁判所が関与する手続ではないことから、それだけでそれまでに進行した消滅時効期間の効力を失わせるものではないため、6箇月以内に、時効中断の効力を有する他の手続きを取る必要があります（民法153条）。

これに対し停止は、それまでに進行した消滅時効期間の効力を失わせるものではなく、時効の完成を一定期間延期させるものです。そのため時効が停止した場合には、中断のように消滅時効期間がまた初めから進行するということではなく、今まで経過した期間が消滅時効期間として計算され、停止事由がなくなれば、また消滅時効期間が進行することになります。停止事由の中で企業活動に関係するものとしては、天災等による時効の停止があります（民法161条）。

(5) 時効の援用

消滅時効期間が経過したとしても、民法145条では、「時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない」と規定されていて、当然に権利が消滅する

わけではありません。消滅時効の効果を発生させるためには、時効によって直接に利益を受ける当事者（例えば債務者）が、援用（時効の利益を受けようとする意思表示）をする必要があります。民法は、時効による利益の享受につき、時効によって利益を受けるべき者の意思に委ねることにしているのです。

2. 3 消滅時効の効果

消滅時効の援用の効果として、消滅時効が成立すると権利は消滅します（民法167条）。そして、時効の効力は、その起算日にさかのぼります（民法144条）。これを時効の遡及効と言い、債務者は、債権の消滅時効が成立した場合には、起算日である「権利を行使することができる時」（民法166条1項）から債務を免れることになり、利息や遅延損害金を支払う必要もなくなります。

2. 4 外国の消滅時効制度

日本法においては、消滅時効について、2. 3節で説明したように権利が消滅するものとされていますが、権利自体が消滅するという考え方は比較法的に必ずしも一般的ではありません。

まず、英米法をみると、米国においては、消滅時効の一般的なルールとしては、イギリスの1623年の出訴制限法を承継し、訴えを提起することなく一定期間が経過すると、訴訟を通じた救済が認められなくなるもの（訴権が消滅するもの）とされています（各州で出訴制限法[statute of limitation]が定められています）。このように米国では消滅時効を訴訟手続法として捉えています。そして、特許侵害に関する米国特許法286条は「侵害に対する訴または反訴の提起前6年を超える時期に行われた侵害に対しては、訴訟による回復を受けることができない」と規定しています⁴⁾。

また、大陸法をみると⁵⁾、ドイツ民法においては「消滅時効の完成後は、債務者は、給付を

拒絶する権利を有する。」（ドイツ民法214条1項）とされていて⁶⁾、消滅時効により債務者が履行を拒絶することができる権利が与えられるものとされています。このようにドイツでは、消滅時効につき、債権の消滅ではなく、履行拒絶権が与えられる実体的な法制度として捉えています。ドイツ特許法141条は、特許権の侵害に関する請求権の時効に関し、ドイツ民法第1編第5章の規定を準用しています。そこでは、消滅時効期間について、原則として、損害および加害者を知りまたは重過失がなければ知っていたはずの年の終了の時から3年（ドイツ民法195条、199条1項）とされ、そして、損害の認識または重過失による不知にかかわらず、損害賠償請求権の発生から10年（ドイツ民法199条3項1号）または侵害行為のあった日から30年（ドイツ民法199条3項2号）のうち、より早く終了する期間とされています⁷⁾。

3. 特許に関する請求権の消滅時効

3. 1 特許権侵害の場合の請求権

(1) 損害賠償請求権と不当利得返還請求権

特許権侵害の場合における特許権者から侵害者への請求のうち、まず、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法709条）は、民法724条前段により「損害及び加害者を知った時から3年」で消滅時効が完成することになります。

前述のように、民法の一般的ルールとしては、「損害…を知った時」は、被害者が損害の発生を現実に認識した時とされています。特許権侵害の場合について、近時の裁判例は、加害者の製造販売する物の製造や販売の認識では足りず、その物が自己の特許発明の技術的範囲に属することの認識を要すると判断しています⁸⁾。

また、この「損害…を知った」という要件に関しては、侵害行為が継続的に行われ、損害が継続して発生している場合には、どのような事

実を認識する必要があるかという問題があります。この点、「損害…を知った」というためには、損害の全体を知る必要があると考える立場もありますが、実務上は、損害の一部を知ったときに「損害…を知った」ものとして、その部分についての損害賠償請求権に関して消滅時効が進行するものとされています。したがって、個々の日々の侵害行為に対する損害賠償請求権毎に消滅時効が成立することになり、一部の請求のみに消滅時効が成立するときは、裁判において、その請求のみが棄却される（裁判所で請求がしりぞけられる）こととなります。

例えば、5年前から日々侵害行為が行われている場合に、特許権者が損害および加害者を4年前から知っていたときは、5年前から3年前までの間の侵害行為に対する損害賠償請求権については消滅時効が成立することになり、同期間の侵害行為に対する損害賠償請求は棄却されることとなります。

このように「損害及び加害者を知った時から3年」（民法724条前段）で消滅時効が完成する損害賠償請求権に対し、不当利得返還請求権（民法703条、704条）は、民法の債権の消滅時効期間の原則通り10年（民法167条1項）が経たないと、消滅時効は完成しません。不法行為に基づく損害賠償請求権と不当利得返還請求権の間には消滅時効期間の差があることから、特許権者は、特許権侵害の「損害及び加害者を知った時から3年」（民法724条前段）が経過した後は、その経過した期間の損害については不当利得返還請求をすることにならざるをえません。ただ、その場合、特許権侵害に関する損害賠償請求についての特許法の特別な規定（特許法102条等）は適用されませんので、裁判では実施料相当額の範囲での損害賠償が認められるにすぎないこととなります。

(2) 差止請求権・廃棄請求権・信用回復措置請求権

差止請求権（特許法100条1項）は、特許権と侵害行為または侵害行為のおそれが存在する限り、常に特許権の効力として発生し続ける権利であるため、所有権に基づく物権的請求権と同様に、消滅時効にかかりません。ただし、特許権については、独占的な権利を永久に存続させることが産業の発展に望ましくないことから、出願日から20年という存続期間が存在し（特許法67条1項）、特許権の存続期間が終了して特許権が消滅した場合には、差止請求権も消滅することとなります。

また、特許権侵害に対する差止請求権が長期間行使されていない場合には、理論上、信義則（民法1条2項）または権利濫用（民法1条3項）により、請求権の行使が認められなくなる可能性があると言われますが、実務上、そのような理由で請求権の行使が認められない事例はほとんど考えられません。

次に、廃棄請求権（特許法100条2項）も消滅時効にかかりません。なぜならば、廃棄請求は、差止請求に付随して認められるもので、差止請求は既に説明したように消滅時効にかからないからです。

最後に、信用回復措置請求（特許法106条）は、特許法に同請求権の消滅時効に関する規定がないことから、一般法である民法724条前段により「損害及び加害者を知った時から3年」で消滅時効が完成するものと考えられています。

3. 2 特許権侵害に係る請求権

(1) 補償金請求の場合

特許出願者は、出願公開後の実施者に対し、その発明が特許発明である場合には、実施料相当額の補償金の支払いを請求できます（特許法65条1項）。この補償金請求権の消滅時効期間は3年です。そして、消滅時効の起算点は、特

許出願者が当該特許出願に係る発明の実施および実施者を知った時になります（特許法65条6項前段，民法724条前段）。ただ，消滅時効の起算点に関し，特許出願者が，当該特許権の設定登録前に当該特許出願に係る発明の実施および実施者を知ったときは，発明の実施および実施者を知った時ではなく，特許権の設定登録日が起算点になります（特許法65条6項後段）。

(2) 特許権実施許諾契約違反の場合

3. 1節で説明した特許権侵害の場合には，特許権者と侵害者の間に契約関係はなく，主に不法行為に基づく損害賠償請求が問題になりますが，特許権者が実施権者（ライセンシー）との間で特許権実施許諾契約（ライセンス契約）を締結している場合には，実施権者が当該契約に違反したときの特許権者の請求が問題となります。

特許権者の実施権者に対する請求権としては，ロイヤリティの未払いがあったときの支払請求権や，実施権者の実施が許諾されている実施権の範囲を超えたときの債務不履行による損害賠償請求権などが考えられます。契約の当事者が会社で，特許権実施契約に基づく債権が商行為によって生じたものといえる場合には，当該契約に基づくロイヤリティの支払請求権は勿論のこと，債務不履行による損害賠償請求権についても，当該契約に基づく債権が変形したものであり，元の債権と別個の債権ではないことから，商行為によって生じたものとして，5年間行使しないときは消滅時効により消滅するこ

とになります（商法522条本文）。

4. おわりに

特許に関する請求権の消滅時効を考える際は，特許法は勿論のこと，民法や商法の消滅時効にかかわる規定についても考える必要があります。本稿が民法の基礎的事項の確認となり，知的財産部員の方の特許に関する請求権の消滅時効についての理解に役立てば幸いです。

注 記

- 1) 最判平成14・1・29民集56巻1号218頁
- 2) 大判大正9・3・10民録26輯280頁
- 3) 最判昭和48・11・16民集27巻10号1374頁
- 4) 米国の特許権侵害に関する消滅時効については，吉田哲＝井上忠之「米国特許実務研究会報告 日米特許制度における金銭的補償の時効について」パテント68巻1号（2015）85頁以下を参照
- 5) 大陸法であるドイツ民法の消滅時効については，平野裕之『民法総則〔第3版〕』478頁（日本評論社，2011）を参照
- 6) 「民法（債権関係）部会資料14-2 民法（債権関係）の改正に関する検討事項(9) 詳細版」48頁〈<http://www.moj.go.jp/content/000051157.pdf>〉参照日：2016年6月8日
- 7) 前掲注6）・44-45頁
- 8) 大阪地判平成22・1・28判時2094号103頁，東京地判平成22・11・18裁判所HP参照（平成19年（ワ）第507号〈http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/970/080970_hanrei.pdf〉参照日：2016年6月8日）など

（原稿受領日 2016年6月9日）